

1 かながわ国際政策推進懇話会(以下「懇話会」という。)の概要

設置した時	平成3(1991)年10月 ※現在第14期
設置の目的	国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について、有識者等の意見を聴取し協議する。
やること	<ul style="list-style-type: none"> 国際施策の推進に関すること。 かながわ国際政策推進指針に関すること。 外国籍県民会議との連携に関すること。 その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること。
委員について	学識経験者3名、関係団体代表4名、外国籍県民代表1名、市町村代表2名、NPO・NGO等代表4名(公募委員2名を含む)
会議の回数	年3回程度
任期	2年以内

2 両会議の連携について

- 「懇話会」の委員(有識者)が、「外国籍県民かながわ会議」が県に提言する内容を選んだりまとめる時、アドバイスするなど、「外国籍県民かながわ会議」のサポート役になる。
- 「外国籍県民かながわ会議」の議論の内容について、「懇話会」の国際政策推進の議論でも活かせるようにする。

3 連携内容

(1) 合同会議の開催

「懇話会」との合同会議の開催を、11期の間に、2回程度予定している。「外国籍県民かながわ会議」が考えている提言を相談・発表し、「懇話会」から助言をもらう。

(2) 懇話会委員のサポート

(1)以外にも、「外国籍県民かながわ会議」から依頼をすることで、「懇話会」委員に「外国籍県民かながわ会議」の出席や助言(メール等を含む)をもらう。後日、「外国籍県民かながわ会議」委員には、「懇話会」の各委員の専門分野等を記載した委員リストを渡す予定。

